

秘密保持に関する確認書 (CA)
(兼不動産専任媒介契約書)

買手側仲介業者

関東財務局長(金商)第 2530 号

東京都知事(4)第 77789 号

東京都港区新橋 2-5-6 大村ビル 6 階

株式会社 彩 加)イ 担当. 中島弘貴

TEL 03-3509-1021 FAX 03-3509-1022

売主又は売手側仲介業者ご担当者様

様御中

TEL

FAX

平成 年 月 日 ()

AM・PM 時 分

私(当社)(以下、「情報受領者」という。)は、(株)彩に専任媒介を依頼し、決済時末尾計算式による仲介料(報酬)支払を了承の上、末尾記載の不動産(以下、「本件」という。)の購入を検討する為に売主(以下、「貴社」という)より開示される情報・資料につき貴社、売手側及び買手側仲介業者等との間で、その秘密保持に関して下記に定める条項に従うものとします。

記

(秘密保持の定義)

第1条 本確認書でいう秘密保持に関する情報とは、貴社よりの情報受領に於いて、本件の購入検討に必要として開示される一切の情報(以下、「本機密情報」という。)をいう。但し、本機密情報が次の各号の場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知のものである場合。
- (2) 開示を受けた時点で情報受領者が既に正当に保有していた場合(貴社により開示された場合を除く)。
- (3) 貴社より開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった場合。
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示された場合(当該第三者との取引関係上合理的に必要とされる範囲内での第2条に基づく責任を問わないことを意味する)。

(情報の秘密保持)

第2条 情報受領者は、本機密情報について厳に秘密を保持するものとし、次の各号に定める許諾開示者を除き、第三者に対し本機密情報を一切開示、漏洩してはならず、又、本件の検討以外の目的でこれを使用してはならないものとする。

- (1) 情報受領者が本件に関与することを必要とする金融機関、共同投資家、弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社等の専門家。
- (2) 情報受領者の本件に対する投資に関し、行政指導を含む公的規制により情報の開示が必要な関係行政機関。

(本件の秘密保持)

第3条 貴社及び情報受領者は共に、両者間で本件につき検討、交渉が行われている事業及びその内容につき、相手方の書面による承諾なく漏洩、開示してはならない。

(本機密情報の返還)

第4条 情報受領者は、貴社が要求した場合に、その指示に従い本機密情報を直ちに返還し、又は破棄しなければならない。

(本確認書の有効期間)

第5条 本確認書に基づく情報受領者の義務は、本確認書差入から12ヶ月とする。但し情報受領者は本確認書の有効期間が終了した後に於ても、本確認書の趣旨を尊重し、知り得た本機密情報を第三者に漏洩、開示することがないように注意する。

(損害賠償)

第6条 情報受領者は、情報受領者の故意または重過失により貴社に損害が生じた場合、貴社が被った損害を賠償する義務を負うものとする。

(準拠法)

第7条 本確認書は、日本法を準拠法とし、且つこれに従い解釈されるものとする。

(合意管轄)

第8条 本確認書に起因し、又は関連して生じた一切の紛争に関して、東京地方裁判所をもって専属管轄裁判所とする。

以 上

年 月 日 ()

情報受領者兼購入検討者様名

御住所

御名前

印

物件名

住居表示

※ CA : Confidentiality Agreement

※(株)彩の仲介料(報酬)は、下記計算式となります。

決済時：成約金額×3.24%+64,800円